

# 2023(令和5)年度 子育て世帯生活支援特別給付金

予算額：3億6,200万円（国補助10/10）



## 概要

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（児童一人当たり一律5万円）を支給する。

対象者		想定世帯数(対象児童数)
1 低所得のひとり親世帯	(1) 令和5年3月分児童扶養手当受給者	2,600世帯(3,800人)
	(2) 直近で収入が減少した世帯(家計急変者)等	100世帯(200人)
2 その他低所得の子育て世帯	(1) 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯 ・児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・直近で収入が減少した世帯	1,600世帯(2,800人)
	(2) (1)のほか、対象児童を養育し、直近で収入が減少した世帯(家計急変者)等	100世帯(200人)

※対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

※児童扶養手当：18歳年度末までの児童を養育するひとり親

児童手当：中学校修了前（15歳年度末）までの児童を養育している者

特別児童扶養手当：中度又は重度の障害を有する20歳未満の児童を養育している者

合計 4,400世帯(7,000人)  
給付額総額 3億5,000万円(見込み)

## 給付スケジュール(予定)

対象者	5月～6月	7月～受付期限 令和6(2024)年2月29日まで
上記1(1)、 2(1) ※申請不要	5月9日 支給通知発送  支給対象者 5月31日に 支給	※4月以降、児童扶養手当が追加で認定された場合、随時支給 ※4月以降、児童手当等が追加で認定され、非課税者であった場合、随時支給
上記1(2)、 2(2) ※要申請	6月5日から 申請受付開始	審査後速やかに支給

子育て世帯数28,700世帯  
(18歳年度末までの児童がいる世帯)

